

五條市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

令和7年3月18日

五條市告示第37号

(趣旨)

第1条 市長は、住民の防犯意識を高めるとともに、犯罪の防止及び抑止を図るため、自治会等が行う防犯カメラ設置事業に要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和3年3月五條市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 五條市自治連合会において認められた自治会及び自治会がない地域で防犯カメラを管理するために設立した組合をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の防止及び抑止を目的として不特定多数が利用する場所に固定して設置された映像撮影装置で、映像記録の機能を有するものをいう。
- (3) 映像 防犯カメラにより撮影及び記録されたものをいう。
- (4) 管理責任者 防犯カメラ及び映像の適正な管理及び運用に係る責任者をいう。
- (5) 更新 防犯カメラの設置完了の日から起算して6年が経過した日以降に防犯カメラ設置場所・撮影方向の変更を伴うことなく当該防犯カメラ本体を新調することをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、防犯カメラを新たに購入し、又は更新し、設置及び管理する自治会等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす防犯カメラの設置に係る事業とする。

- (1) 防犯カメラの撮影対象は、不特定多数の者が利用する道路、公園等の公共空間とし、マンション等の住宅、駐車場、事業所、社寺等の私有財産の管理に供される目的で撮影するものでないこと。
- (2) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民の同意を得ていること。
- (3) 当該事業の実施について自治会等の総意を得ていること。
- (4) 当該事業の実施について五條警察署の助言を得ていること。
- (5) 当該防犯カメラの設置完了の日から起算して5年以上当該カメラが適

切に維持管理されること。

- (6) 防犯カメラの設置場所の所有者、管理者等の承諾又は許可(法令、条例、規則その他別の定めにより許可等が必要である場合はそれらを含む。)を得ていること。
- (7) 防犯カメラの設置場所に防犯カメラが設置されている旨を示すプレートを取り付けること。
- (8) 次の事項を含む防犯カメラ管理運用規程が定められていること。
 - ア 防犯カメラの設置目的
 - イ 防犯カメラの設置者及び管理責任者
 - ウ 防犯カメラの設置場所及び設置台数
 - エ 設置表示及び管理方法
 - オ 映像データの保管と消去
 - カ 映像データの利用制限
 - キ 苦情等の処理

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、防犯カメラの設置に要する経費のうち、次に掲げる経費(更新の場合は第1号のみ。)とする。ただし、補助の対象とする防犯カメラは、新設・更新合わせて1自治会等当たり2台までとする。

- (1) カメラ、録画装置等防犯カメラを構成する機器の購入に要する経費(更新の場合は処分費を含む。)
- (2) 専用ポール設置工事費
- (3) ケーブル設置工事費
- (4) 防犯カメラが設置されている旨を示す看板等の設置に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条各号に係る経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満端数切り捨て)とする。ただし、防犯カメラ1台につき100,000円(更新は50,000円)を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、当補助金を受けて設置したカメラの更新の場合は第5号から第8号までの書類を省略することができる。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し(2台の場合は1台ごと)
- (3) 防犯カメラ及び防犯カメラが設置されている旨を示す看板等の設置場所が確認できる現況写真及び防犯カメラを設置する場所及び撮影対象区域を表示した付近見取図

- (4) 防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
- (5) 防犯カメラの設置場所の所有者、管理者等の承諾書又は許可書
- (6) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民の同意書
- (7) 当該自治会等の総会会議録の写し等防犯カメラを設置することが当該自治会等の総意であることを証する書類
- (8) 防犯カメラ管理運用規程
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、通
知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、
条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた自治会等の代表
者（以下「補助事業者」という。）は、事業を変更又は中止しようとする
ときは、事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承
認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し事業の
変更又は中止の承認の可否を決定し、事業変更（中止）承認・不承認決定通
知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、その事業が完了したときは、当該完了の日から起算
して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の
末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる
書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) 助対象経費に係る請求書及び領収書の写し（2台の場合は1台ご
と）
- (3) 防犯カメラ及び設置看板等の設置場所が確認できる位置図及び設置
後の写真
- (4) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査
し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様
式第8号）により通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(指示及び検査)

第13条 市長は補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した防犯カメラを、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(補助金の取消)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第8条第2項の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 第13条の規定による市長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者に対し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月五條市告示第127号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。